

江戸川河口だより

国土交通省関東地方整備局
江戸川河川事務所
江戸川河口出張所発行
☎03(3679)1460
2018年10月10日【第64号】

工事のお知らせ

10月中旬頃より、堤防整備等の工事が始まります。安全には十分留意して工事を行いますので、ご理解、ご協力の程、よろしくお願いいたします。



目的	工事 ※予定のため、今後変更になることがあります。	内容	予定工期末 ※天候や現地状況等により変更する場合があります。
堤防断面 不足の解消	高潮堤防整備 市川市高谷三丁目	台風等により生じる高潮を越波させないよう、堤防の嵩上げを行います。	～平成31年3月下旬
	堤防整備 江戸川区北小岩	浸透に対する安全性を高めるために、堤防の川裏に土を盛り勾配を緩くします。	～平成31年2月下旬
	堤防整備 市川市稲荷木・河原	洪水を安全に流下させるため、堤防の嵩上げ及び断面の拡幅を行います。	～平成31年3月下旬
老朽化した 施設の更新	行徳橋架替 市川市稲荷木・河原	行徳橋が老朽化したことによる架け替えを行います。	～平成32年1月中旬
	江戸川水閘門 ゲート修繕 江戸川区東篠崎町	江戸川水閘門が老朽化したことによるゲート設備の修繕を行います。	～平成31年3月下旬

江戸川河口だよりは以下のURLまたは右のQRコードからご覧いただけます。

<http://www.ktr.mlit.go.jp/edogawa/edogawa00003.html>



バイク進入禁止看板を設置しました

堤防に設置された道路や河川敷内の道路の利用は、歩行者や自転車に限らせていただいております（管理車両を除く）。

最近、一般の方がバイクで河川敷内を走る行為が目立ってきており、歩行者や自転車が安全に利用できない事が増えているため、バイク進入禁止の看板の設置箇所を増やしました。

やむをえずバイクで進入する際は、エンジンを切ったうえ、バイクを押して通行するようにしてください。

※なお、都県市区等が一般車両を通行させるために管理している道路は、バイクで通行しても問題ありません。

このような看板を設置しました。



この先、バイク
通行禁止
(原付含む)

国土交通省江戸川河川事務所
江戸川河口出張所

公 告

下図の通り堤防の土地の区域へ自動車に乗入れることを禁止します。

記

1. 河 川 名 利根川水系江戸川
2. 乗入禁止区域 右の図の赤色で着色した区域の堤防（道路法上の道路・河川管理者の設置した通路及び河川管理者の許可を受けて設置された通路を除く）
3. 乗入禁止車種 大型特殊自動車・大型自動車・普通自動車
自動二輪車・軽自動車・小型特殊自動車

上記に違反した者は河川法の規定により罰せられます。

昭和46年5月1日

江戸川河川事務所

車両等の乗り入れを禁止している区域を示すため、このような看板も設置しております。

《編集後記》

今号では、本格的に動き始める工事の紹介と、バイクの進入禁止について記事にしました。河川に関する皆様からのご意見や情報がございましたら、江戸川河口出張所までお寄せください。

『江戸川河口だより』編集長 江戸川河口出張所長